

天明義挙の碑（豊饒碑銘）（羽村市）

山口正義

羽村の禅林寺の脇を車で通る度に、いつかは「天明義挙の碑」の文章がどのようなものか知りたいたいと思っていました。

そんな中、所属している羽村古文書研究会で「武州村山大変次第之事」を読み、天明一揆（天明四年（一七八四）二月）の当時の生々しい歴史に触れることができ改めて古文書の面白さを実感することができました。

「茲に武蔵国多摩郡玉川附の村方に羽村と云う所あり、此所は其昔しより東都にて御持用なざる御用水の堰場とかや」で始まる「武州村山大変次第之事」は、一揆の中心人物の羽村の名主・組頭ら三人が会合し、商人の占売が諸人を難儀におとし入れているとして一揆を起こし買占めの者達を打潰すことや、その為に檄文（ビラ）を用意するには筆工などが必要ということで、秘密に人集めがなされることなどが詳細に述べられています。檄文は多摩郡・入間郡の四十ヶ村余りに飛んだと書かれています。因みに、その檄文の口上（読み下し）は次のようなものです（参考資料（1）より）。

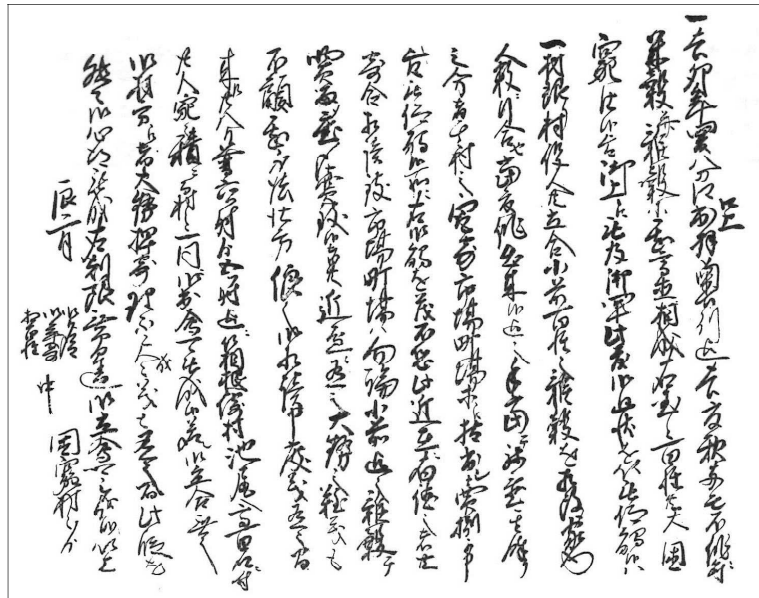
口上

一 去る卯年（天明三年）関八州並びに出羽奥州まで去る夏秋両毛不作につき、米穀並びに雑穀など高値に相成り、右国々百姓ども大困窮仕り候旨、御上へ御聞き及ばれ、此たび御回状を以て仰せ触れられ候は、一村限り村役人立会い、小前百姓の雑穀を相改め、家内人数引合せ、当夏作出来候までの手当に残し置き、その余りの分はその村最寄り市場町場などへ差出し、賣捌き申すべき旨仰せ触れられ候ところ、右御触をも恐れず、此近在有徳（金持ち）の者ども、寄合い相談致し、市場町場は勿論、小前までの雑穀を買留め置き、占め売りいたし候者ども、近辺にこれあり、大勢の難儀を顧りみず甚だ不法の仕方、よつてご相談申す儀これあり候間、来る二十八日暮六つ時より五つ時まで箱根ヶ崎村池尻（狭山池）へ高百石につき、二十人程

ずつの積りを以て村々一同お出会なされ候。もしお出会いこれなき御村方へは大勢押し寄せ理不尽なる儀もこれあるべく間、よくよくこの段御心得なされ、右刻限間違ひこれなくお出会いなさるべく候、以上

辰二月

困窮之村々



村々に張出された口上⁽²⁾

（「武州村山大変次第之事」の中の口上と細かい個所は微妙に異なる）

天明一揆
 天明年間は大変地異が続き凶作にみまわれ農民一揆が頻発しました。「天明の飢饉」です。天明四年（一七八四）二月、狭山池畔に集結した一揆勢は、羽村の名主組頭層を中心に近郷四十ヶ村を巻き込み、狭山地方（武蔵村山市）の豪農豪商の倉などを打ち壊しました。世に天明一揆（天明の打ちこわし）という農民一揆です。
 主導した村役九人はその責めを負い獄死。明治二十七年この人々を義民として顕彰した天明義挙の碑が建立されました。
 この一揆の様子を細かく記したのが『天明年間東国変乱覚書』の中にある「武州村山大変次第之事」（筆者不明）です。

御名主、御年寄、惣百姓 中

さて、「天明一揆」そのものの説明はこの程度にして本論に戻ります。古文書研究会での勉強を機に、この碑の文章に挑戦してみようと考えました。早速禅林寺に行き写真を撮りパソコン上で読んでみようとしました。しかし二九字×二四行の七百字近い漢文は、とても私の手に負えるものではないことがすぐにわかりました。

仕方なく文献に頼ることにしました。『羽村町史史料集第五集』に原文全文と読み下しが載っているので読んでみました（章末に史料集の全文を載せました）。

前半は飢饉の状況や買占めへの憎しみが激烈な文章で書かれています。「餓芋野に充ち、木の実草の根を墾掘し以て飢食に当つ」、「困民を飢谷に陥れもつて奇貨となし、まさに掠攫利を貪らんとす、嗚呼その為すところ神人共に悪まざるべけんや」といった調子です。

中盤には九名の自首から獄中死の状況があります。「自訴を期して共に邑吏中に在り、以て一個の慮を遺さず、一村の幹理議閣に関し、耆徳某に後事を遺托し、九士挙つて其の罪を負う。直ちに官衙に抵き自首す、卒に有司の捕に就き浩然として獄に下る」とあります。米穀の値段が下がり二合しか買えなかつたのが七合買えるようになり、飢民が喜んでいることが獄中の九人に伝わると、「九士共に曰くここに於てか、死すと雖も悔いず」とあります。そして、「公裁いまだ決らず、九士陰房中に奄然として共に逝く」とあり裁判もなく九名は突然亡くなることとなります。この結果に「衆民これを聞き慟哭声四方に聞ゆ、そもそも九士仁を求むるに死を以てす、何の怨か是れあらん、果たせる哉没後無罪の宣告に値り……」とあり、死後無罪の宣告があつたとされます。なお、九名の名前は次のように記されています。（一）内は「武州村山大変次第之事」に出てくる名前です。嶋田太郎（名主太郎右衛門）、同傳衛（組頭傳兵衛）、岩波要八（要八）、指田源右（筆工源右衛門）、中寫勝右、小作治郎、森田宇（名主羽助）、北浦勘（勘左衛門）、加藤政固（政五郎）。

文末に至ると明治期の民権運動が背景にあるのか、「今や王政復古し紀綱清明にして信賞必罰一個の含冤無きは、豈、兆民の福祉に非ざるや、このころ志士有り相謀りてまさに石を立て……」と述べるようになります。

さて、上段に「豊饒碑銘」と横書のあるこの碑は明治二十七年に建立されたものです。天明一揆を義挙として一揆に殉じた九名の行為を称賛していますが、『羽村町史』には、「明治二六年の三多摩境域変更問題などを境に羽村の民権的気運がもつとも高揚した、村内自由党系の高潮期はかつての天明の一揆を再評価し一揆に殉じた九名の行為を義挙として建碑に及ぶ、そして首謀者を志士と刻んだ。漢文の碑文も貴重な史料であるが、碑の裏に刻まれた建立参加者の名も当時の政治の一端を伝える」とあり、三多摩の東京府移管問題に反対した三十四名が建立したものとあります。

それにしてもこの碑の文章は難しい。このすごい文章を書いた人はどのような人物なのでしょう。碑文の最後には「南禅前管長現廣園沙門大徹衛林撰」とありますので、ネットで探してみたら「興禅護国会について」というサイトに勝峰大徹老師（一八二八〜一九一一）のことが写真とともに略歴が次のように記されていました。

文政11年、三重県志摩に生まれる。



8歳。金剛証寺（伊勢市朝熊岳）・聯湊和尚のもとで出家。歴参の後、慶応2年、妙心寺の寛州玄政老
師の印可を受ける（39歳）。
44歳。金剛証寺に住す

60歳。明治20年。南禅寺に晋山、同派管長。

65歳。明治25年。八王子廣園寺に晋山。

66歳。明治26年。廣園寺に「是道会」を、東京廣徳寺に「興禅護国会」を設立。

73歳。廣園寺を退き駒込動坂・無礙庵に移る。

明治44年遷化。世寿84歳。

勅諭号は大智円通禅師、道号は大徹。諱は道林。室号は三光室、滴水軒。河野広中、中江兆民、細川潤
次郎、床次竹次郎、大石正巳等が熱心に参禅した。

このような大人物に誰が依頼したのでしょうか。碑の裏には「主唱者岩波茂吉」とありますから、このよ
うな人達が八王子の臨濟宗広園寺の大徹老師に依頼したことになるでしょう。師は当時66歳の頃でした。

なお渡辺義次氏によれば、この碑は最初は羽村橋ぎわの大櫨の近くでしたが道路改修の際に現在地に移さ
れたといひます。⁽³⁾ 碑には様々なことが凝縮されているように改めて感じました。

【碑文全文】（参考文献（1）より）

天明初王綱解紐方徳川幕府威焰薰灼之時東國荐饑如武之多摩町谷
所澤特粟禾闕乏糴米錢上貳合弱他穀蔬菜亦騰貴細民困苦所謂有黎
民靡子遺之况各邑慈譚士周旋奔走竭賑恤力容易難救助衆多之究
民飢餓日薄穀價月貴餓孳充野掘木實草根以當飢食矣際其時有豪
富奸商占買近市蓄穀欲壟斷於巨利陰移檄使諸肆停止糴米焉嗟乎慘
哉酷哉陷困民於飢谷^目爲奇貨將掠攫貪利嗚呼蔽所爲神人共可不惡
哉于茲有慷慨士夙看破其機密探其魁索其證據憤然赫怒與同土相謀
謂曰夫天降饑饉之荼毒猶尚有客年蓄藏不可無救^之之術然而所以來
此騰貴者^懸他是出彼徒之策也必矣嗟饑饉不殺人奸商反殺人可不憎
焉哉仲尼不曰殺身以爲仁豈可不報衆民之怨讐哉且見義不爲非勇是
臥此時爲然矣同土一決于此輕裝奉命於天師衆咄喊薄奸商家大^聲鳴
其罪破毀家財以觀懲戒之意泰然退義首者十人曰嶋田太郎全傳衛曰
岩波要八曰指田源右曰中寫勝右曰小作治郎曰森田宇曰北浦勘曰加
藤政固期自訴共在邑吏中以不遺一個慮關弑村幹理議閣耆德某遺托
後事九士拳負其罪直抵官衙自首卒就有司之捕浩然下獄矣於是乎兩
處近邑米穀頓下七合疆粵飢民謹然戴手曰使我等蘇復此安者九士之
賜也此語流獄中也九士共曰於此乎雖死不悔終不見鐵窓苦色矣惜幕
命壓制苞苴公行之世公裁未決九士陰房中奄然共逝矣衆民聞之慟哭
聲聞四方抑九士求仁以死何怨是有果哉沒後值無罪之宣告且當時有
志者感其義氣稱直世神人建廟祠以奉祀云今也 王政復古紀綱清明
信賞必罰靡一個含冤者豈非兆民之福祉耶頃有志士相謀將立石勒事
蹟於不朽來乞銘於余予嘉其義舉大裨補風教不辭而銘曰大地破壞一
天入昏浩然正氣不動山根圓般若智義烈芳蓀受生淨界今古齊存

殺か？

皇明治甲午夏四月 南禅前管長現廣園沙門大徹衛林撰

瀛津廣胖書

【読み下し】（参考文献（1）より）

天明の初め、王綱解紐し、徳川幕府威焰薫灼の時に方り、東国荐に饑ゆ。武の多摩、町谷、所沢の如きは、特に粟禾闕乏し、糶米、錢二合弱に上る。他の穀、蔬菜また騰貴し細民の困苦、いわゆる黎民有りて子遺無しの況なり。各邑の慈善の士、周旋奔走し、専ら賑恤を竭せども、力、容易に衆多の究民を救助し難し。飢餓日に薄り、穀価月に貴し。餓芋野に充ち、木の実、草の根を掘掘し、以て飢食に当つ。其の時に際し、豪富、奸商あり。近市の蓄穀を占買し、巨利に龍断を欲し、陰に櫛を移し、諸肆をして糶米を停止せしむ。嗟乎惨たる哉、酷たる哉、困民を飢谷に陥れ、もつて奇貨となし、まさに掠攫利を貪らんとす。嗚呼、その爲すところ、神人共に惡まざるべけんや。妓において慷慨の士あり。夙にその機密を看破し、その魁を探り、その証拠を索め、憤然赫怒し、同志と与に相謀る。謂いて曰く、夫れ天の饑饉の荼毒を降す、猶尚、客年の蓄藏ありて、これを救うの術無かるべからず。然して、この騰貴を来たせる所以は他なし、是れ彼の徒の策より出ずるや必なり。嗟饑饉は人を殺さず、奸商反りて人を殺す、憎まざるべけんや。仲尼、身を殺して、以て仁を爲すと曰わず。豈、衆民の怨讐に報いざるべけんや。且つ、義を見て為さざるは勇に非らず、是れ此時を以て然りと爲すと。同士一たび此に決するや、輕装、命を天に奉じ、衆を師し、咄嗟して奸商の家に薄る。大声其の罪を鳴らし、家財を破毀し、以て、懲戒の意を覩て、泰然として退く。義の首なる者十人、曰く嶋田太郎、同伝衛、曰く岩波要八、曰く指田源右、曰く中島勝右、曰く小作治郎、曰く森田宇、曰く北浦勘、曰く加藤政固。自訴を期して共に邑吏中に在り、以て一個の慮を遺さず。一村の幹理議閣に關し、耆徳某に後事を遺托し、九士拳つて其の罪を負う。直ちに官衙に抵き自首す。卒に有司の捕に就き、浩然として獄に下る。ここに於てか、兩処、近邑、米穀頓に七合疆に下る。ここに飢民、謹然として手を戴いて曰く、我等をしてこの安きに蘇復せしむるは九士の賜なりと。この語、獄中に流るるや、九士共に曰く、ここに於てか、死すと雖も悔いず。終に鉄窓に苦色を見じ。惜しむらくは、幕命の圧制、苞苴公行の世、公裁いまだ決らずと。九士、陰房中に奄然として共に近く。衆民これを聞き、慟哭声四方に聞ゆ。そもそも九士、仁を求むるに死を以てす、何の怨か是れあらん。果せる哉、没後無罪の宣告に値り、且つ當時の有志の者その義氣世の神人に直るを感じ、廟を建て、以て奉祀す、と云う。今や王政復古し紀綱清明にして、信賞必罰一個の含冤無きは、豈、兆民の福祉に非ざるや。このごろ志士有り、相謀りてまさに石を立て、事蹟を不朽に勒せんとし、来りて銘を余に乞う。予、その義拳を嘉し、大いに風教を裨補せんとして辞さず。しこうして銘して曰く、大地破壊し、一天、昏に入るも、浩然たる正氣、山根に動かす。円き般若智、義烈の芳蕓、浄界に生を受け、今古、斉しく存す。

皇明治甲午夏四月

南禅の前管長、現広園の沙門、大徹衞林撰す 瀛津胖廣書す

註

(一) 町谷 扇町屋、現入間市域 (二) 禾 か、稲のこと。 (三) 糶米 買入れた米。反対に売り出す米を糶米という。 (四) 子遺 あまり (五) 靡 無と同義 (六) 賑恤 施し恵むこと。 (七) 餓拳 飢え死にした人、ゆきだおれ (八) 龍断 市場の利を独占すること。 (九) 肆 みせ、店 (一〇) 目 以の古字 (一一) 奇貨 うまい金もうけ。好機会 (一二) 荼毒 害毒 (一三) 仲尼 孔子のあざな。父母が尼山に祈って生まれたためこの名がある。 (一四) 嶋田太郎 島田太郎左衛門、以下の人名は、渡辺義次氏の調査による。天明四年五月四日没、韻鳳祖馮禪士 (一五) 同伝衛 島田伝兵衛 天明四年三月二九日没、驗機殊方居士 (一六) 岩波要八 天明四年六月二五日没、知足院瓊陟貞盈居士 (一七) 指田源右 指田源右衛門 天明四年四月一日没、昌充宗隆居士 (一八) 中島勝右 中島勝右衛門 天明四年四月一三日没、胆道惠梵居士 (一九) 小作次郎 小作治郎衛門 (二〇) 森田宇 森田宇助 (二一) 北浦勘 北浦勘右衛門 天明六年九月二八日没、秋月道光禪定門 (二二) 加藤政固 加藤政五郎 (二三) 耆徳 徳の高い老人 (二四) 疆 強と同義 (二五) 苞苴 わいろ、まいない (二六) 奄然 にわかさま (二七) 裨補 おぎないたすけること (二八) 明治甲午 明治二七年 (二九) 南禅 京都南禅寺 (三〇) 広園 広園寺。八王子市山田所在、臨濟宗兜率山伝法院広園寺。

【参考資料】

- (1) 羽村町教育委員会『天明一揆史料』（羽村町史料集第五集、昭和55年）
 - (2) 渡辺安之「羽村の古文書5 天明打こわし口上書」（『会報羽村郷土研究』第27号、1973年6月26日）
 - (3) 渡辺義次「天明の打毀し事件調査(2)」(『会報羽村郷土研究』第30号、1974年7月1日)
- 〔古文書はむら〕創刊号、平成24年9月に追記